

【オーストラリア】2018年現代奴隷法

主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

* 現代の搾取的な労働及び環境（現代奴隷制）を規制するため、一定規模以上の官民の法人に対して奴隷制リスク等の年次報告書の提出を義務付け、これを公開する法律が、2018年12月10日に成立した。

1 背景

2018年12月10日、「2018年現代奴隷法」（法律第153号）¹が成立した（同日施行）。

「現代奴隷」という語は、奴隷か奴隷に類する労働及び環境（債務奴隷（debt bondage）、隷属状態（servitude）、強制結婚（forced marriage）、強制労働（forced labor））、人身取引（human trafficking）といった一連の搾取的な慣行を意味する。

2017年9月に公表された国際労働機関（ILO）等の調査²によると、2016年時点で、全世界に約4030万人（1,000人当たり5.4人）が現代奴隷の被害者であると推定されている。内訳は約2490万人が強制労働等、約1540万人が強制結婚である³。そのうちオーストラリアの占める割合は比較的低いものの、オーストラリア国内で運営される財・サービスのサプライチェーンに約15,000人（1,000人当たり0.6人）の現代奴隷の被害者が存在すると推定されている。また、全世界の強制労働のうち約56%がアジア太平洋地域に集中するとされており、同法に基づく制度運用を所管するハーク（Alex Hawke）内務副大臣は、法案の連邦議会下院での説明時に、オーストラリアがアジア太平洋地域において、現代奴隷撲滅に向けて重要な役割を果たさなければならないと発言した⁴。

2 目的と経緯

同法は、オーストラリアの法人、又はオーストラリアで事業を運営する法人（約3,000社）に対して、事業運営及びサプライチェーンにおける強制労働等のリスク並びに当該リスクを回避するために採った措置についての年次報告書の提出を義務付ける。当該報告書は一般公開され、企業に対して消費者及び投資家の企業イメージの毀損という圧力をかけることにより、強制労働等への対応を強化することを目的とする。同法は全4章25か条から成る。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

¹ Modern Slavery Act 2018 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00153>> なお、同法に先行して2015年にイギリスにおいて同目的の法律（Modern Slavery Act 2015 c.30. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents/enacted>>）が成立していた。その概要については、岡久慶「立法情報【イギリス】2015年現代の奴隷制法」『外国の立法』No.264-2, 2015.8, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9480558_po_02640204.pdf?contentNo=1> を参照。

² International Labour Organization (ILO) and Walk Free Foundation (WFF), “Global estimates of modern slavery: forced labour and forced marriage,” ILO and WFF, Geneva, 19 September 2017. <http://www.ilo.org/global/publications/books/WCMS_575479/lang--en/index.htm>

³ *Ibid.*, pp.9-10.

⁴ Alex Hawke, “Second reading speech: Modern Slavery Bill 2018,” House of Representatives, Debates, 28 June 2018, p.6754. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22chamber/hansardr/429b4c41-4a6c-465d-a259-05e8252b994d/0037%22>>

年次報告書の義務付けは、外務防衛貿易合同常任委員会⁵の勧告に基づき、野党労働党（Australian Labor Party）及び緑の党（Australian Greens）の支持を得て制定された。また、民間部門及び市民団体関係者からも強い支持を得た。しかし、制定に至る過程において主に次の2つの論点があり、3年後に同法のレビューを行う規定を設けることで妥協が図られた。

- ・ 報告書の提出を義務付けられる法人の年間売上高の基準について、大部分の民間部門関係者は1億豪ドル⁶ないしはそれ以上を求めたが、大部分の市民団体関係者、労働党及び緑の党は5000万豪ドルから6000万豪ドルないしはそれ以下を主張した⁷。
- ・ 大部分の民間部門関係者が報告義務を履行しない法人に対する罰則規定を盛り込むことに反対したが、大部分の市民団体関係者、労働党及び緑の党は、罰則規定なしの報告義務は自発的報告に変質すると主張した⁸。

3 主な規定

(1) 報告義務（第5条）

年間売上高1億豪ドル以上のオーストラリアの法人及びオーストラリアで事業運営をする法人に、内務大臣への現代奴隷報告書（Modern slavery statement）の年次の提出を義務付ける。また内務大臣は、全ての政府機関の現代奴隷報告書を提出しなければならない。

(2) 報告内容（第16条）

報告書には次の事項を含めなければならない。

- ・ 法人の構成、運営及びサプライチェーン
- ・ 法人及び当該法人が保有し又は管理する全ての法人の事業運営及びサプライチェーンにおける現代奴隷慣行のリスク
- ・ 法人及び当該法人が保有し又は管理する全ての法人が、当該リスクを評価し及び解消するために採った、適正な評価（due diligence）及び改善プロセスを含む措置
- ・ 法人が当該措置の効果を評価した方法
- ・ 法人及び当該法人が保有し又は管理する全ての法人との間での協議プロセス

(3) 公開（第18条）

内務大臣は、現代奴隷報告書登録制度（Modern Slavery Statements Register）を運用しなければならない。登録情報は公衆の閲覧のため、無料で、インターネット公開しなければならない。

(4) レビュー（第24条）

施行から3年後に同法の効果等を内務大臣がレビューし、その結果を連邦議会に報告しなければならない。

参考文献

- ・ Cat Barker, “Modern Slavery Bill 2018,” *BILLS DIGEST*, NO.12, August 16 2018. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/6150516/upload_binary/6150516.pdf;fileType=application/pdf>

⁵ Joint Standing Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade (JSC on FADT)

⁶ 1ドルは約82円（平成31年1月分報告省令レート）。

⁷ “Regulatory Impact Statement” (appended to the Explanatory Memorandum, Modern Slavery Bill 2018), p.50. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22legislation/ems/r6148_ems_9cbeaf3-b581-47cd-a162-2a8441547a3d%22>

⁸ Clare O’Neil, “Labor demands strong slavery laws,” media release, 28 June 2018. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22media/pressrel/6053540%22>>; Australian Greens, Additional comments, JSC on FADT, “Hidden in plain sight: an inquiry into establishing a Modern Slavery Act in Australia,” Commonwealth of Australia, December 2017. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22committees/rep ortjnt/024102/0015%22>>